

<報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲>

- ・ 制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は、引き続き化石燃料等とする。
- ・ 使用量及び排出量を報告する対象は、改正省エネ法で報告されるエネルギー種と整合させ、非化石燃料等を新たに報告対象とする。

対象ガス等		原油換算 エネルギー使用量 算定対象*	削減義務対象	報告対象
特定温室効果ガス	化石燃料	○	○	○
	非化石燃料（廃棄物燃料等）			○
その他ガス	その他（製品の製造・加工に伴い発生するCO2）			○
	CO ₂ 以外のガス（CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ ）			○
	水の使用、下水への排水			○
	排出係数が設定されていない非化石燃料			○
大気中の熱その他の自然界に存在する熱及び再エネによる自家発電				○

<削減義務となる温室効果ガス>

- ・ 温室効果ガス（7ガス）のうち、電気・熱（化石燃料由来）の使用に伴って排出されるCO₂を総量削減義務の対象（特定温室効果ガス）としている。
- ・ 引き続き、非化石燃料の燃焼に伴って排出されるCO₂は原油換算エネルギー使用量及び排出量削減義務の対象外とする。

<報告対象となる温室効果ガス>

- ・ 温室効果ガス（7ガス）の排出量のすべてを報告対象としている。
- ・ 新たに、排出係数が設定されていない非化石燃料（水素・アンモニアなど）や大気中の熱その他の自然界に存在する熱及び再エネによる自家発電での使用量の報告を求める。

※現行制度どおり、再エネによる自家発電（熱）消費量は、原油換算エネルギー使用量の算定対象外とし、事業所外から供給される再エネ電気（熱）は算定対象とする。

【参考：省エネ法等の改正について】

- ・ 2022年3月1日「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、非化石含むエネルギー全体の合理化、非化石エネルギーへの転換促進、デマンド・リスポンス等の電気需要最適化等の推進を規定
- ・ 上記により、省エネ法の定期報告では、非化石エネルギー（再エネ、廃棄物燃料、水素、アンモニア等）の使用量も報告対象
- ・ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」では、非化石燃料（廃棄物燃料等）を調整後排出量の算定から控除するルールを存置を検討

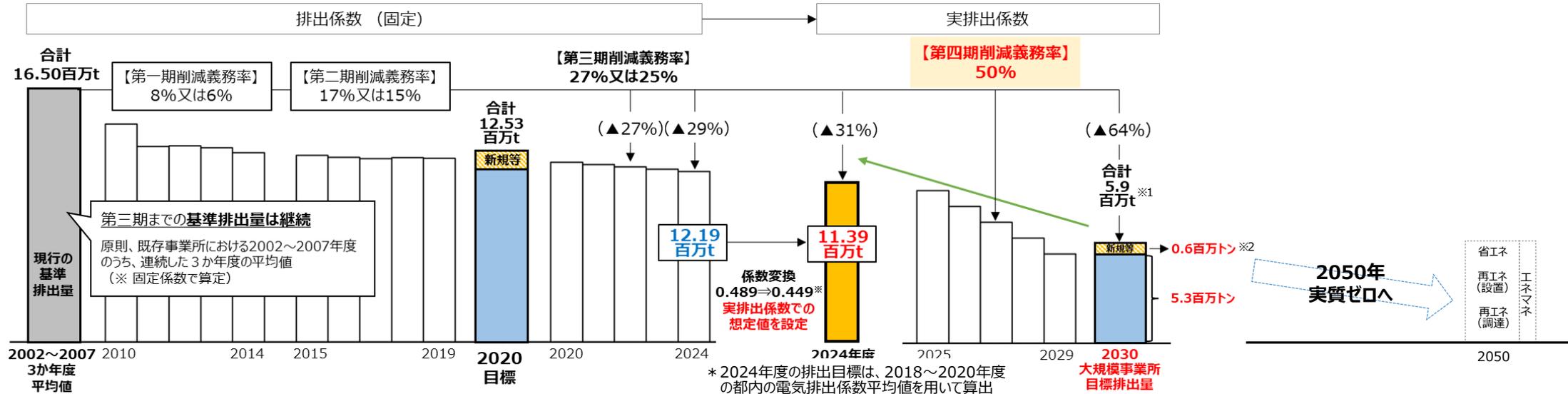
<第四計画期間の原油換算エネルギー使用量及び年度排出量の算定>

- ・ 電気の一次エネルギー換算係数は省エネ法で使用される「8.64GJ/千kWh」へ変更し、単位発熱量は省エネ法の定期報告で使用される数値に変更する。
- ・ 電気・熱（冷温水・蒸気）の排出係数は「実排出係数※」とし、それ以外の燃料等の排出係数は、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で採用される数値に変更する。

※第四計画期間は、低炭素な電力・熱の購入以外にも、オフサイト再エネの導入や再エネに関するクレジット・証書の直接購入を含む多様な手段で義務を履行する制度とすることから、年度排出量の算定に使用する電気・熱等の排出係数は、実排出係数を使用する。ただし、基準排出量の算定に使用する単位発熱量及び排出係数は、第三計画期間までと同様の取扱いを継続する。

第四計画期間の削減義務率の設定

- 第四計画期間の削減義務率は、大規模事業所の目標排出量からのバックキャストを前提とするとともに、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分を考慮して、「50%」（計画期間の平均値を算出）とする。



※1：2030年の大規模事業所の目標排出量(5.9百万t)は、東京都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計。東京都の目標算定にあたり、電気の排出係数「0.250 kg-CO2/kWh(全電源平均)」(国の2030年度におけるエネルギー需給の見通し)を使用

※2：大規模事業所には、新規参入事業所等の削減義務が課されていない事業所や義務率緩和を受けている事業所も含まれる。そのような事業所の排出量相当分(約0.6百万t)を考慮して削減義務率を設定。第二計画期間の実績から、新規参入事業所(年間20~30事業所程度)や制度対象外事業所(年間20~30事業所程度)、トップレベル事業所の緩和量(トップレベル3/5、準トップレベル4/5)を想定

● 第四計画期間の削減義務率 (事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえて区分ごとに設定)

区分	第二期	第四期(案)	削減義務率設定の考え方
I-1 オフィスビル等と熱供給事業所 (区分I-2に該当するものを除く)	27%	50%	地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所(区分I-2)は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であるなどを考慮し、削減義務率を2ポイント低く設定
I-2 オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※	25%	48%	
II 工場等の区分I-1、区分I-2以外の事業所	25%	48%	区分IIは、区分Iと比較して熱源や空調、照明といった汎用設備によるエネルギー消費の事業所全体における割合が少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮し、区分I-1より削減義務率を2ポイント低く設定

※ 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所

＜第四計画期間において実施する事項＞

- 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について
医療施設は一定の省エネ余地はあるが、第三期から第四期にわたる激変緩和措置として、第三計画期間同様、削減義務率を2%減少
- 指定相当地球温暖化対策事業所について
中小企業等がエネルギー使用量の1/2以上を所有する大規模事業所は、削減義務の対象外(ただし、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書の提出・公表を行う。)
- 電化率20%未満の事業所について
第四計画期間に限り、再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地差に応じて、削減義務率を3%減少(設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出を求める)

第四計画期間の削減義務率

- 第四計画期間においても、新規参入事業所については、原則、第三計画期間の削減義務率を基本として、実排出係数への変更を反映。
- 具体的には、主に省エネ対策が反映される、現行の固定係数による削減義務率分の緩和を継続しつつ、再エネ利用等による削減相当分(14%)について、削減義務を上乗せした義務率（区分Ⅰ：41% / 区分Ⅱ：39%）とする。

計画期間		第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間				
年度	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	
																					既存事業所
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
						指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
							指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
										指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
											指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
												指定	指定	指定	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
	第四計画期間の途中からの新規参入事業所													指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
															指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
															指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																経過措置	指定	指定	指定	31% / 29%	41% / 39%

【経過措置】

- 第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした義務率（区分Ⅰ：31% / 区分Ⅱ：29%）を適用
- 経過措置が終了する5年度目は、削減率（区分Ⅰ：41% / 区分Ⅱ：39%）を適用

<利用可能な再生可能エネルギー>

- 自家発電（熱）・自家消費に加え、事業所外（オフサイト）の再エネ設置（自己託送・PPA等）、小売電気事業者等からの購入、非化石証書等の再エネ由来証書の直接購入を、削減量として年度排出量から除外可能な環境価値として追加

【再生可能エネルギーの利用方法】

●再エネ自家消費の取扱い

- 再エネ発電設備で発電・製造した電気・熱※を、自家消費した場合は、引き続き排出量算定の対象外（排出量ゼロ）として取り扱う
- 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、再エネ発電設備で発電した電気を、自家消費した場合の削減効果を「1.5倍」する仕組みは廃止

※バイオマスについては、森林破壊や生物多様性への悪影響等が懸念されるものもあり、問題のある燃料を継続的に利用すると、将来にわたって悪影響が拡大するおそれがあることから、持続可能性が担保された燃料由来の電気・熱を対象とする。（他の再エネにおける取扱いも同様）

●オフサイト再エネ(自己託送・PPA※) の取扱い

- 電気・熱の排出係数を「実排出係数」とするため、事業所外から調達した再エネ電気・熱については、排出量ゼロとして排出算定に反映

※オフサイトPPAは、発電事業者と電力の購入者が、事前合意した価格及び期間における再エネ電力の売買契約を締結し、オフサイトに導入された再エネ電源で発電された再エネ電力を、一般の電力システムを介して当該電力の購入者へ供給する契約方式のことで、物理的な電力の取扱いに応じてフィジカルPPAとバーチャルPPA（環境価値と電力を切り離して環境価値のみ購入）の2形態が存在

※バーチャルPPA由来の非化石証書は、「追加性」の観点からフィジカルPPAと同様に扱い、電気使用量から認証発電電力量を控除する。

●再エネ由来の証書等の取扱い

- 使用できる証書は、これまでの制度と同様に、国内の温室効果ガス削減への寄与を考慮するとともに、エネルギー削減及び再エネ利用促進の観点から、再エネ由来による証書※に限ることとし、証書のもつCO₂削減効果を年度排出量の算定に反映
- 電気使用比率が低い事業所の証書利用を考慮し、排出量を上限に、証書のもつCO₂削減効果を年度排出量から直接控除することができる。

※制度に利用できる再エネ由来の証書は、グリーンエネルギー証書、FIT非化石証書及び非FIT非化石証書（再エネ指定）に限る。

※低炭素電力・熱の選択の仕組みについて

制度対象事業所の年度排出量の算定に使用する電気・熱の排出係数を「実排出係数」とすることから、対象事業所が選択した電力・熱については、その排出係数を事業所の排出算定に直接反映

超過削減量の創出方法の変更

- 排出量取引では、引き続き5種類のクレジット利用を認め、**制度改正内容との整合を図り、一部運用ルールを見直す**
- 省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)を促すため、これらの実績に応じて超過削減量が創出される仕組みを新たに設定(超過削減量の創出方法の変更)**

排出量取引 (利用できるクレジット等は第三計画期間から継続。ただし、今後の国や埼玉県の動向等を踏まえて、各クレジットの取扱いを検討)

● 超過削減量

削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績に応じて創出

● 都内中小クレジット (都内削減量)

都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量 (※クレジット算定方法を変更)

● 再エネクレジット (環境価値換算量・その他削減量)

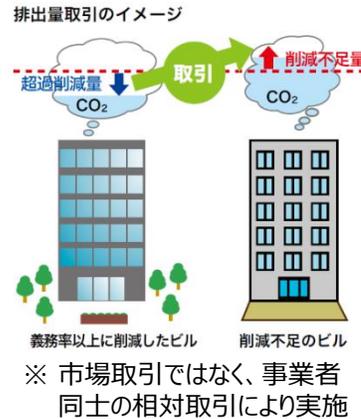
- 再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数は、クレジット発行年度の都内平均排出係数を使用
- 対象とする再エネのうち、バイオマスについては持続可能性の担保が確認できる燃料由来の電気を対象

● 都外クレジット (都外削減量)

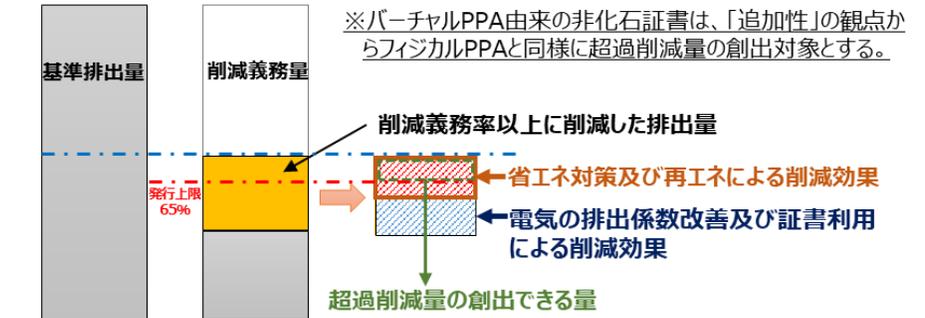
- 都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
- 使用する基準排出量は、根拠資料が存在しない場合に限り、第4計画期間前の直近3か年度の排出量の使用を認める

● 埼玉連携クレジット (その他削減量)

埼玉県の第4削減計画期間の検討内容を踏まえて、今後連携方法を検討

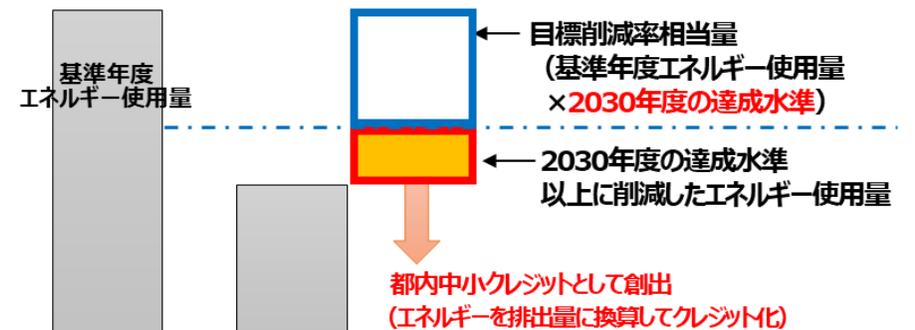


【新たな超過削減量の創出方法】



特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、各年度の削減義務率以上に削減した排出量に占める省エネ対策及び再エネ(オンサイト・オフサイト)による削減効果相当量をクレジットとして発行(基準排出量の65%から削減義務量を減じて得た量が上限)

【新たな都内中小クレジットの創出方法】



中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量を都内中小クレジットとして発行(但し、中小企業等(一定の要件あり)については、達成水準未達のエネルギー削減量についてもクレジット創出の対象とすることを検討)

第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務に利用することができる。

目標設定・取組状況等の報告・公表内容の拡充

- 排出削減対策に積極的に取り組んだ事業所が評価されるよう、「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」「東京都オープンデータカタログ」などと連携して、床面積当たり一次エネルギー消費原単位（各事業所及び全体平均）やCO₂排出原単位の推移、再エネ利用実績等を公表
- 投資家・金融機関、取引先等からの評価につながるよう、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業所の取組を後押し
- 事業所の省エネ削減効果を見える化するため、地球温暖化対策計画書の記載事項に、一次エネルギー使用量の推移を追加

【現行の公表内容】

項目	都による公表 (オープンデータ化)	事業所による公表 (義務)
地球温暖化対策計画書	○	○
特定テナント等地球温暖化対策計画書	○	○
トップレベル事業所認定制度	○	任意

【追加する主な公表内容】

項目	都による公表 ^{※1} (オープンデータ化)	事業所による公表 (義務)
省エネカルテ（事業所からの報告を基に都が作成・公表）		
・事業所のCO ₂ 排出実績・原単位（CO ₂ 及び一次エネルギー）の推移	○	—
・用途別の排出原単位の推移（平均及び上位25% ^{※2} 水準）	○	—
再エネ利用に係る報告（再エネ目標の設定と使用量の把握）		
目標設定	計画期間内及びそれ以降の再エネ導入目標	○
オンサイト・オフサイト	種類・規模・設置年・設置場所	○
	年間使用量（調達量）	▲
小売電気事業者 地域熱供給事業者	種類（事業者又はメニュー名）	×
	年間使用量（調達量）・排出係数	▲
証書	種類	○
	年間使用量（調達量）	▲

【データの公表】



「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」と連携し、情報公開範囲を拡大「東京都オープンデータカタログ」からデータを取得可能とし、事業者による情報利用を促進

公表データを追加し、建屋の地球温暖化対策の実施状況を見える化

※ 1：非公表を特に希望する事業者に対しては一定の配慮を行う。

※ 2：上位15%水準も公表する想定

▲：事業所に不利益が生じないように、報告数値を一部加工して公表する。公表する情報は、規模感や利用状況が概ね把握できるよう再エネ利用割合やレンジで示すことを想定

×：事業所の契約内容等、事業所に不利益が生じる事項は公表しない。

トップレベル事業所認定制度の新たな認定区分

- 今後、ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、**より高いレベルの認定区分を加え、従来の2区分から3区分へ変更する**
- 各認定区分にゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め、取組のレベルを引き上げる
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目・基準を用いて評価する

新設

認定区分 ※名称は今後検討	優れた事業所 (仮称 トップレベルA)	特に優れた事業所 (仮称 トップレベルAA)	極めて優れた事業所 (仮称 トップレベルAAA)
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	更なる省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	事業所でのゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネの取組 + 更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	総合得点70.0点以上	総合得点80.0点以上	総合得点90.0点以上
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制等の一般管理事項 (評価項目Ⅰ 15項目) 高効率機器の運用対策の実施 (評価項目Ⅲ 13項目) ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項 (評価項目Ⅴ 2項目) 高効率省エネ機器の導入 (評価項目Ⅱ 21項目) 再生可能エネルギーに関する事項 (評価項目Ⅳ 1項目) ※ () 内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する		
		—	CO ₂ 排出削減率 2025年時点で50%以上 (満点水準75%以上)
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内 (竣工年により、不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0
認定への促進策*	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし (既認定事業所の経過措置での削減義務率減少率4/5)※ 超過削減量の発行上限の撤廃 (削減義務率の減少を受けている場合は上限変更無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし (既認定事業所の経過措置での削減義務率減少率3/5)※ 超過削減量の発行上限の撤廃 (削減義務率の減少を受けている場合は上限変更無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし 超過削減量の発行上限の撤廃

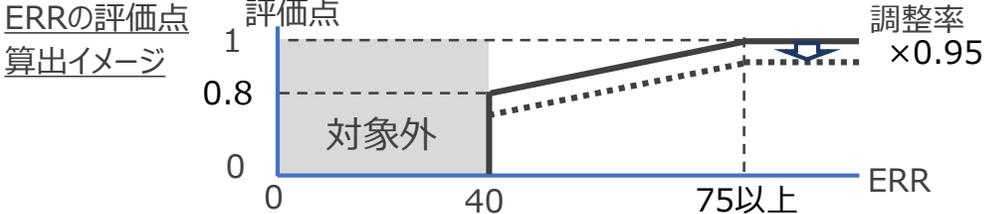
* その他の認定促進策は更に検討

※ 第四計画期間における既認定事業所への削減義務率の減少は、省エネ相当分のみ従来同様の減少率(1/2又は3/4)を適用し、削減義務率の3/5(現行トップレベル相当)又は4/5(現行準トップレベル相当)

建築物環境計画書との連携における具体的な連携の方法と得点の換算方法

- 「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の評価を建築物の外皮性能と設備性能で置き換えて評価。その他の運用等の評価項目は通常の認定基準に沿って評価
- 外皮性能、設備性能について、それぞれ建築物環境計画書で報告されるPAL*低減率 (BPI) 、ERR (BEI) の値を用いて一定の得点換算を実施。ERR (BEI) で評価対象に含まれていない未評価技術*については、別途評価し得点換算
- ERR (BEI) はトップレベルの全評価項目と直接対応していないため、調整率を掛ける。建築物環境計画書と連携した場合の評価点の最低点、評価点が満点となるERR (BEI) 及び調整率については、既認定事業所の状況を踏まえ算定
- 不合格要件については、建築物環境計画書と連携した場合は無しとみなす
- 最高得点は、Ⅱの基礎得点(必須項目、一般項目の計)の満点を基に設定。PAL*低減率 (BPI) 、ERR (BEI) 、未評価技術の点数比率は、現行トップレベル認定基準の各項目に対応する評価項目の配点比率に基づき、5 : 85 : 10とする

※未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

算出方法	PAL*低減率	ERR	未評価技術
評価方法 (評価点算出方法)	現トップレベル評価項目 (Ⅱ 2.1高性能な建物外皮の導入) の基準と同様、PAL*低減率4%で評価点0点、24%で評価点1点とする	既認定事業所でのシミュレーションを踏まえ、連携可能な水準であるERR(事務所用途の場合40想定)で0.8点、Nearly ZEB となるERR75以上で1点とする。また、本連携による評価では、現行トップレベル評価基準にある項目のうち評価されない項目があることに鑑み、調整率を掛ける	現トップレベル評価項目 (合計13項目) の基準と同様の評価方法とする
得点算出方法	評価点×Ⅱの満点×配点比率	評価点 ERRの評価点 算出イメージ 	Σ (各トップレベル評価項目の評価点×各トップレベル評価項目の重み係数)×Ⅱの満点×配点比率
算出例：評価点1点、Ⅱ満点45点の場合	$1 \times 45 \times 0.05 = 2.25$ 点	$1 \times 45 \times 0.85 \times 0.95 \div 36.3$ 点	$1 \times 45 \times 0.1 = 4.5$ 点

◆ 評価項目の構成・配点の考え方

- 目標像に沿って、従来の3つの評価項目区分に、IV再エネの利用に関する事項、Vゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する評価項目区分を追加
- 満点については、事業所の達成度の分かりやすさ等の観点から、従来どおり必須項目及び一般項目で100点とする
- ゼロエミッション化に向け、まず省エネによる全体の消費エネルギー削減が重要であるため、省エネに関する評価項目の配点を高くする
- 再エネの評価項目区分内ではオンサイト・オフサイトの再エネに重み付けを行い、これらを中心に相当量の質の高い再エネを導入すれば、従来の準トップレベル相当の事業所でも、特に優れた事業所（従来のトップレベル相当）の認定を可能とする配点とする
- 上記に加え、新設評価項目区分（IV、V）の追加による、既存評価項目分の得点減少に係る既認定事業所に対する影響を勘案し、省エネ(Ⅱ,Ⅲ)：再エネ・ゼロエミッション化(Ⅳ,Ⅴ) = 3.5：1程度となる下表のような配点に設定
- 従来の加点項目に対する必須・一般の点数比(20：80)と同様の比率となるよう、新設項目に対しても加点項目の上限を設定し、合計25点を新評価表の加点の上限値とする

◆ 第四計画期間の評価項目の構成と配点

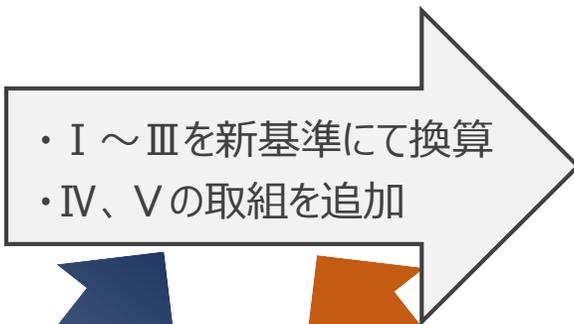
※ 配点()内は現行基準の配点

新設

		I 一般管理項目	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	合計		
評価項目の区分		1. CO ₂ 削減推進体制の整備 2. 図面・管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO ₂ 排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用 3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要最適化	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組	100 / 125		
配点	必須	10(10)	45(60)	25(30)	10(-)	10(-)			25
	一般								
	加点			25(20)					

現状：トップレベル事業所（総合得点85点程度）

評価項目区分	得点
I～III	85点
総合得点	85点



将来想定：特に優れた事業所（総合得点82点程度）
（仮称 トップレベルAA）

評価項目区分	得点
I～III	68点
IV～V	14点
総合得点	82点

IV再生可能エネルギーの利用に関する事項

- ・ 良質なオフサイトPPA600MWh実施
- ・ ZEV充電設備 4 台設置

➡ +約7点

Vゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項

- ・ ゼロエミッション化へのロードマップの策定・公表
- ・ ZEB化へのロードマップ策定
- ・ CO₂排出量約65%削減
- ・ 一次エネルギー消費量約35%削減
- ・ 気候変動適応策の実施

➡ +約7点

(参考) トップレベル事業所認定制度の第四計画期間の評価項目一覧

◆ 第四計画期間 評価項目一覧 (区分 I)

評価項目の区分	評価分類	No.	評価項目	
I 一般管理事項	1. CO2削減推進体制の整備	◎ 1.1	CO2削減推進会議等の設置及び開催	
		◎ 1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	
		+ 1.3	環境認証の取得	
	2. 図面・管理標準等の整備	◎ 2.1	図面・改修履歴等の整備	
		◎ 2.2	設備台帳等の整備	
		◎ 2.3	管理標準等の整備	
		◎ 3.1	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の導入	
	3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録	◎ 3.2	電力負荷状況・発電状況等の把握に必要な計測・計量設備の導入	
		◎ 3.3	エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	
		◎ 3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	
		○ 3.5	エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入	
		○ 3.6	代表階又は代表エリアの使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	
		+ 3.7	空調の使用量に応じた課金体系の導入	
		4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理	◎ 4.1	エネルギー消費特性の把握、エネルギー消費原単位の算出及び管理
	◎ 4.2		CO2排出量の管理	
	◎ 4.3		CO2削減目標の設定、CO2削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施	
	◎ 4.4		CO2削減対策の啓発活動の実施	
	○ 4.5		エネルギー供給設備の運転解析の実施	
	◎ 4.6		改善策の立案・実施及び効果検証の実施	
	○ 4.7		コミッションング(性能検証)の実施	
○ 4.8	利用者等への環境・エネルギー情報提供システムの導入			
5. 保守・点検の管理	◎ 5.1	保守・点検計画の策定及び実施		
II 建物及び設備性能に関する事項	1. 自然エネルギーの利用	○ 1.1	自然採光を利用したシステムの導入	
		○ 1.2	自然通風を利用したシステムの導入	
		+ 1.4	未利用エネルギーシステムの導入	
	2. 建物外皮の省エネルギー性能	+ 1.5	年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	
		○ 2.1	高性能な建物外皮の導入	
		○ 2.2	風除室、回転扉等による隙間風対策の導入	
		○ 2.3	屋上緑化の導入	
		+ 2.4	ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入	
	エネルギー設備・性能系の省	a. 熱源・熱搬送設備	◎ 3a.1	高効率熱源機器の導入
			◎ 3a.2	高効率冷却塔の導入
			◎ 3a.3	高効率空調用ポンプの導入
			◎ 3a.5	大温度差送水システムの導入
			◎ 3a.6	水搬送経路の密閉化
			◎ 3a.7	蒸気弁・フランジ部の断熱
			◎ 3a.8	熱源の台数制御の導入
◎ 3a.9			冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入	
○ 3b.1			高効率熱源機器の導入	
○ 3b.2			高効率冷却塔の導入	
○ 3b.3			高効率空調用ポンプの導入	
○ 3b.5			大温度差送水システムの導入	

評価項目の区分	評価分類	No.	評価項目
II 建物及び設備性能に関する事項	3. 設備・制御系の省エネルギー性能	◎ 3a.10	空調2次ポンプ変流量制御の導入
		○ 3a.11	空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入
		○ 3a.12	熱源機器出口設定温度の遠方制御の導入
		○ 3a.13	空調1次ポンプ変流量制御の導入
		○ 3a.14	冷却水ポンプ変流量制御の導入
		○ 3a.15	空調2次ポンプの末端差圧制御の導入
		○ 3a.16	熱交換器の断熱
		+ 3a.17	蓄熱システムの導入
		+ 3a.18	高効率コージェネレーションの導入
		+ 3a.19	冷却塔ファンインバータ制御の導入
		+ 3a.20	フリークーリングシステムの導入
		+ 3a.22	配管摩擦低減剤(DR剤)の導入
	+ 3a.23	中温冷水利用システムの導入	
	+ 3a.24	統合熱源制御システムの導入	
	+ 3a.25	空調2次ポンプの送水圧力設定制御の導入	
	+ 3a.26	エネルギーの面的利用の導入	
	b. 空調・換気設備	◎ 3b.1	高効率空調機の導入
		◎ 3b.2	高効率パッケージ形空調機の導入
		◎ 3b.3	高効率ファンの導入
		◎ 3b.4	ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入
		○ 3b.5	エレベーター機械室の温度制御の導入
		○ 3b.6	電気室の温度制御の導入
		○ 3b.7	電算室の冷気と暖気が混合しない設備の導入
○ 3b.8		空調機の変風量システムの導入	
○ 3b.9		大空間の居住域空調又は局所空調システムの導入	
○ 3b.10		空調機の気化式加湿器の導入	
○ 3b.11		空調温度制御の不感帯の設定	
○ 3b.12	外気冷房システムの導入		
○ 3b.13	CO2濃度による外気量制御の導入		
○ 3b.14	ファンコイルユニットの比例制御の導入		
○ 3b.15	空調のセキュリティ連動制御の導入		
○ 3b.16	空調の最適起動制御の導入		
○ 3b.17	非使用室の空調発停制御の導入		
○ 3b.18	駐車場ファンのCO又はCO2濃度制御の導入		
○ 3b.19	熱源機械室ファンの燃焼機器等連動停止制御の導入		
+ 3b.20	全熱交換器の導入		
+ 3b.21	大温度差送風空調システムの導入		
+ 3b.22	床吹出空調システムの導入		
+ 3b.23	放射冷暖房空調システムの導入		

評価項目の区分	評価分類	No.	評価項目	
II 建物及び設備性能に関する事項	3. 設備・制御系の省エネルギー性能	b. 空調・換気設備	+ 3b.24	冷却除湿再熱方式以外の除湿システムの導入
			+ 3b.25	潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムの導入
			+ 3b.26	デシカント空調システムの導入
			+ 3b.27	ハイブリッド空調システムの導入
			+ 3b.28	置換換気システムの導入
			+ 3b.29	電算室の局所冷房設備の導入
			+ 3b.30	高効率厨房換気システムの導入
			+ 3b.31	空調機の間欠運転制御の導入
			+ 3b.32	厨房外調機・ファンの風量モード切替制御の導入
			+ 3b.33	厨房外調機の換気モード切替制御の導入
			+ 3b.34	人感センサーによる換気制御の導入
			+ 3b.35	ファンの手動調整用インバータの導入
			+ 3b.36	気流感創出ファン・サーキュレーションファンの導入
	+ 3b.37	厨房排気の熱回収システムの導入		
	c. 照明・電気設備	◎ 3c.1	高効率照明器具の導入	
		◎ 3c.2	高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入	
		◎ 3c.3	照明の初期照度補正制御の導入	
		◎ 3c.4	照明のゾーニング制御の導入	
		◎ 3c.5	高効率変圧器の導入	
		◎ 3c.6	力率改善制御システムの導入	
		○ 3c.7	高効率UPSの導入	
		○ 3c.8	照明の昼光利用照明制御の導入	
		○ 3c.9	照明の人感センサーによる在室検知制御の導入	
		○ 3c.10	照明のタイムスケジュール制御の導入	
		○ 3c.11	照明のセキュリティ連動制御の導入	
		○ 3c.12	デマンド制御システムの導入	
		+ 3c.13	タスク&アンビエント照明システムの導入	
		+ 3c.14	高効率給電設備の導入	
		+ 3c.15	照明の明るさ感知による自動点滅制御の導入	
		+ 3c.16	照明の局所制御の導入	
		+ 3c.17	誘導灯の消灯制御の導入	
		+ 3c.18	事務室のセンサーによる照明制御単位の細分化	
		d. 給排水・給湯設備	◎ 3d.1	高効率給水ポンプの導入
			○ 3d.2	大便器の節水器具の導入
			○ 3d.3	省エネ型便座又は洗浄便座のスケジュール制御の導入
			○ 3d.4	洗面器の自動水栓の導入
			○ 3d.5	便所への擬音装置の導入
○ 3d.6			便所洗面・湯沸室への局所給湯システムの導入	
+ 3d.7	排水再利用システム等の導入			
+ 3d.8	高効率給湯ヒートポンプユニットの導入			

※ 評価分類の欄の◎印は必須項目、○印は一般項目、+印は加点項目。また、赤字は新設評価項目、灰色網掛けは廃止評価項目を示す。

(参考) トップレベル認定事業所認定制度の第四計画期間の評価項目一覧

◆ 第四計画期間 評価項目一覧 (区分 I) 続き

評価項目の区分		評価分類	No.	評価項目	
II 建物及び設備性能に関する事項	3 設備・制御系の省エネルギー性能	d. 給排水・給湯設備	+	3d.9 自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入	
			+	3d.10 潜熱回収給湯器の導入	
			+	3d.11 水道本管圧力利用システムの導入	
			◎	3e.1 エレベーターの可変電圧可変周波数制御方式の導入	
			◎	3e.2 エレベーターの群管理制御の導入	
		e. 昇降機設備	○	3e.3 エレベーターかご内の照明、ファン等の不使用時停止制御の導入	
			+	3e.4 エレベーターの電力回生制御の導入	
			+	3e.5 エスカレーター自動運転方式又は微速運転方式の導入	
			○	3f.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	
			+	3f.2 省エネ型自動販売機又は自動販売機のスケジュール制御の導入	
		f. その他	+	3f.3 高効率冷凍・冷蔵設備の導入	
			+	3f.4 高効率エアコンプレッサーの導入	
			+	3f.5 高効率ブロワ・その他設備に係る高効率ポンプの導入	
			+	3f.6 高効率クリーンルームの導入	
			+	3f.7 高効率厨房機器の導入	
+	3f.8 ブロワ・その他設備に係るポンプのインバータ制御の導入				
+	3f.9 ドラフトチャンバーの換気量可変制御システムの導入				
III 事業所及び設備の運用に関する事項	1 運用管理		a. 熱源・熱搬送設備	◎	1a.1 燃焼機器の空気比の管理
				◎	1a.2 蒸気ボイラーの設定圧力の適正化
		◎		1a.3 冷凍機の冷却水温度設定値の調整	
		+		1a.4 熱のエネルギー効率の実績	
		○		1a.5 部分負荷時の熱源運転の適正化	
		○		1a.6 部分負荷時の空調用ポンプ運転の適正化	
		○		1a.7 蒸気ボイラーの給水水質・ブロー量の管理	
		○		1a.8 熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整	
		○		1a.9 蓄熱槽の管理	
		○		1a.10 コージェネレーションの運転の適正化	
		○		1a.12 ミキシングロス防止のためのバルブ開度の確認	
		○		1a.13 インバータ制御系統のバルブの開度調整	
		○		1a.14 熱源不要期間の熱源機器等停止	
		○		1a.15 空調開始時の熱源起動時間の適正化	
		○		1a.16 空調停止時の熱源運転時間の短縮	
○	1a.17 空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整				
○	1a.18 再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップ運転の適正化				
b. 空調・換気設備	◎	1b.1 室使用開始時の空調起動時間の適正化			
	◎	1b.2 CO2濃度・外気温湿度による外気取入量の調整			
	◎	1b.3 居室の室内温度の適正化			
	◎	1b.4 ファンの間欠運転の実施			
	◎	1b.5 電算室の空調機運転の適正化			
	○	1b.6 空調運転時間の短縮			

評価項目の区分		評価分類	No.	評価項目
III 事業所及び設備の運用に関する事項	1 運用管理	b. 空調・換気設備	○	1b.7 冬季におけるベリメータ設定温度の適正化
			○	1b.8 ケールピズ・ウォームピズによる空調設定温度の緩和
			○	1b.9 居室以外の室内温度の緩和
			○	1b.10 冷却除湿再熱の停止
			○	1b.11 建物全体の給排気バランスの管理
			○	1b.12 エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化
			○	1b.13 エレベーター機械室・電気室のファンの夏季停止
			○	1b.14 エレベーター機械室・電気室の空調機の給気・還気設定温度の適正化
			+	1b.15 冬季冷房になる室の設定温度の適正化
			+	1b.16 ファンのプリーダウの実施
			+	1b.17 地下駐車場のスロープ等からの自然給気
			+	1b.18 パッケージ形空調機の省エネチューニングの実施
			+	1b.19 変風量システムの最小風量設定値の調整
			+	1b.20 変風量システムのインバータ周波数下限値の調整
			+	1b.21 厨房外調機の換気モード切替制御の換気モード運転の適正化
c. 照明・電気設備	◎	1c.1 居室以外の照度条件の緩和		
	○	1c.2 清掃等の日常メンテナンス作業時の照明点灯時間・照度条件の適正化		
	○	1c.3 不要期間・不要時間帯の変圧器の遮断		
	○	1c.4 事務室の室内照度の適正化		
	+	1c.5 事務室の照度条件の緩和		
	+	1c.6 時間外等の照明点灯エリアの集約化		
	+	1c.7 人感センサーのタイマー設定時間の適正化		
	d. 給排水・給湯設備	◎	1d.1 給水圧力の管理	
		◎	1d.2 貯湯温度設定の緩和	
		○	1d.3 揚水ポンプのバルブの開度調整	
		○	1d.4 洗浄便座暖房の夏季停止	
		○	1d.5 給水・給湯バルブの調整	
		○	1d.6 給湯温度設定の緩和	
		○	1d.7 貯湯式電気温水器の夜間・休日の電源停止	
		○	1d.8 便所洗面給湯の給湯中止又は給湯期間の短縮	
○		1d.9 給湯不要時間帯の給湯循環ポンプの停止		
e. 昇降機設備	○	1e.1 夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減		
	○	1e.2 エレベーターかご内の空調設定温度の緩和		
f. その他	○	1f.1 外部に面する出入口の開閉の管理		
	○	1f.2 非稼働エリアのエア供給弁の閉止		
	○	1f.3 非使用時間帯のエアコンプレッサーの停止		
	○	1f.4 エアコンプレッサーの設定圧力の適正化		
	○	1f.5 エアコンプレッサー吸入空気温度の管理		
	○	1f.6 冷凍・冷蔵設備冷却器の除霜(デフロスト)の実施		
	○	1f.7 情報通信施設のPUEの実績		

評価項目の区分		評価分類	No.	評価項目		
III 事業所及び設備の運用に関する事項	2 保守管理	a. 熱源・熱搬送設備	◎	2a.1 熱源機器の点検・清掃		
			◎	2a.2 冷却水の適正な水質管理及び冷却塔の充填材の清掃		
			○	2a.3 熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック		
			○	2a.4 熱交換器の清掃		
			○	2a.5 蒸気配管・バルブ・スチームトラップからの漏れ点検		
			+	2a.6 熱源機器のメーカーによる遠隔監視		
		b. 空調・換気設備	◎	2b.1 空調機・ファンコイルユニット等のフィルターの清掃		
			○	2b.2 センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック		
			○	2b.3 空調機・ファンコイルユニット等のコイルフィン等の清掃		
			○	2b.4 パッケージ屋外機のコイル洗浄		
			○	2b.5 省エネファンベルトへの交換		
			+	2b.6 パッケージ形空調機のメーカーによる遠隔監視		
		c. 照明・電気設備	○	2c.1 照明用制御設備の作動チェック		
			○	2c.2 照明器具の清掃及び定期的なランプ交換		
			○	2c.3 ランプ交換時の初期照度補正リセットの実施		
f. その他	○	2f.1 冷凍・冷蔵庫の保温管理				
	○	2f.2 エア配管・バルブからの漏れ点検及びエアコンプレッサー吸込みフィルターの清掃				
IV 事業所の事業用に関する事項	1 再生可能エネルギーの利用	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用	◎	1.1 太陽光発電システムの導入		
			+	1.2 大規模太陽光発電システムの導入		
			+	1.3 再生可能エネルギーシステムの導入		
		2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用	○	2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入		
			+	2.2 良質なオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入		
			○	3.1 再生可能エネルギー電気の購入		
		3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用	+	3.2 良質な再生可能エネルギー電気の購入		
			○	4.1 駐車場のZEV充電設備の導入		
			+	4.2 ディマンリスポンスに対応した設備の導入		
		4. 電気需要最適化	+	4.3 小売電気事業者等とのディマンリスポンス契約		
			V 環境配慮等	1. CO2排出量・エネルギー消費量の削減	◎	1.1 ゼロエミッション化へのロードマップの策定
					◎	1.2 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化へのロードマップの策定
◎	1.3 CO2排出量の削減実績					
2. 気候変動適応策	○	1.4 一次エネルギー消費量の削減実績				
	○	1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合				
	+	1.6 特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績				
3. その他の環境配慮の取組	○	2.1 気候変動への適応				
	○	3.1 持続可能な低炭素資材等の利用				
	+	3.2 建設・更新時のCO2排出量の把握				
	+	3.3 テナント工事に伴うCO2排出量を低減させる貸方基準書等の整備				
+	3.4 ウェルネスに関する環境認証の取得					

※ 評価分類の欄の◎印は必須項目、○印は一般項目、+印は加点項目。また、赤字は新設評価項目、灰色網掛けは廃止評価項目を示す。